

石川県公報

平成30年9月21日（金曜日）

号 外

（第 70 号）

目 次

規 則

- 石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則（危機対策課） 1

規 則

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成三十年九月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十三号

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例（平成二十九年石川県条例第八号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十年十二月一日とする。

